

## 0. 補助事業の概要について

Q1	自治体からの通知に、補助金の制度があると記載があったのですが、どのような内容ですか。	
	A1	<p>事業名は、『中小企業等における PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業』です。以下の3つの事業となり、当財団に申請いただき、審査を経て各種手続き後に補助金が支給される制度です。補助金交付決定前に実施された事業は、補助金の対象になりません。</p> <p>① 調査事業（補助率 1 / 1 0） 昭和 52 年 3 月以前に建築・改修された建物に付属する PCB 含有の可能性がある照明器具の有無を調査する費用に補助する事業です。屋外でも建物に付属している照明は補助対象です。</p> <p>② 交換事業（補助率 1 / 3） 現在使用中の PCB 使用照明器具を LED 照明器具に交換する費用に補助する事業です。</p> <p>③ 調査交換事業 上記①調査②交換を一体的に行う事業です。</p>
Q2	既に調査または交換を実施してしまいましたが、これから申請は可能ですか。	
	A2	調査や交換を実施する前に申請が必要です。補助金交付決定の後に着手することが前提になります。
Q3	申請が可能な地域はどこですか。	
	A3	<p>以下の東日本地域の都道府県となります。詳しくは、環境省のサイトでご確認ください。 北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県</p> <p><a href="http://pcb-soukishori.env.go.jp/">(環境省PCB早期処理情報サイト) http://pcb-soukishori.env.go.jp/</a></p>
Q4	PCB 照明器具の安定器を処分する費用も補助されるのですか。	
	A4	<p>処分のための保管費用、輸送費用、処分費用は対象外です。 処分費に関する軽減制度(補助金)は、JESCO にお問い合わせください。</p>
Q5	申請手続きを教えてください。	
	A5	本ホームページの『応募方法について』をご確認ください。